

○北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表【訪問型サービス(独自)】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・2(週1回程 度) 1,176単位			1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			日割の場合 39 単位		39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)事業対象者・要支援1・2(週2回程 度) 2,349単位			2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合 77 単位		77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)3,727単位			3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合 123 単位		123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施 減算	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 12単位減算		-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11 日割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度) 23単位減算		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12 日割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 37単位減算		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13 日割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	(1)事業対象者 要支援1・2(週1回程度) 12単位減算		-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日 割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)事業対象者 要支援1・2(週2回程度) 23単位減算		-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日 割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 37単位減算		-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日 割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う 場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算			1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算			1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算			1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	□ 初回加算			200 単位 加算		200	1月につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位 加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位 加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	二 口腔連携強化加算		50 単位 加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の245／1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の224／1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の182／1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の145／1000 加算		